



令和元年10月16日

民生・産業建設部長 様
各課（局・所・消防）長 様

総務部長

令和2年度 阿賀野市予算編成方針について（通知）

令和2年度予算について、次のとおり編成に関する方針を定めたので、阿賀野市財務規則第7条第1項の規定により通知します。

1 はじめに

国においては、6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」では、経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させ、2025年度の財政健全化を目指した予算編成を行うとしています。これを踏まえて、各省庁の令和2年度予算概算要求基準では、予算の重点化を図るため「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けた一方、裁量的経費の要求は前年度予算の10分の9以内に抑える等の歳出改革を行うものの、消費税増税の影響もあり、概算要求規模は105兆円を超えています。また、総務省所管の予算概算要求では、「地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう前年度の地方財政計画の水準を下回らないように地方一般財源の総額を確保する」こととしています。

県においては、今年2月の財政運営計画で、平成28・29年度での県税収入の減少と、平成30年度の普通交付税が当初予算を大幅に下回ったことなどによって、このまま歳入歳出改革が進まなければ2年後に財源対策的基金が枯渇する見通しを示したことから、「新潟県行財政改革行動計画（案）」を策定し、令和2年度から5年度までの計画期間における収支改革目標額を定め、収支改革を行う必要があるとしています。このため、歳出削減は聖域を設けず取り組んでいくとしており、県の事務事業の見直しによる市や関係団体等への影響を十分に注視する必要があります。



ます。

したがって、令和2年度予算編成においては財源不足が生じる可能性があるため、総合計画で定めた政策、施策を実現するための事業を重点化し、行政経営システムを活用した効率的な財政運営に取り組む必要があります。

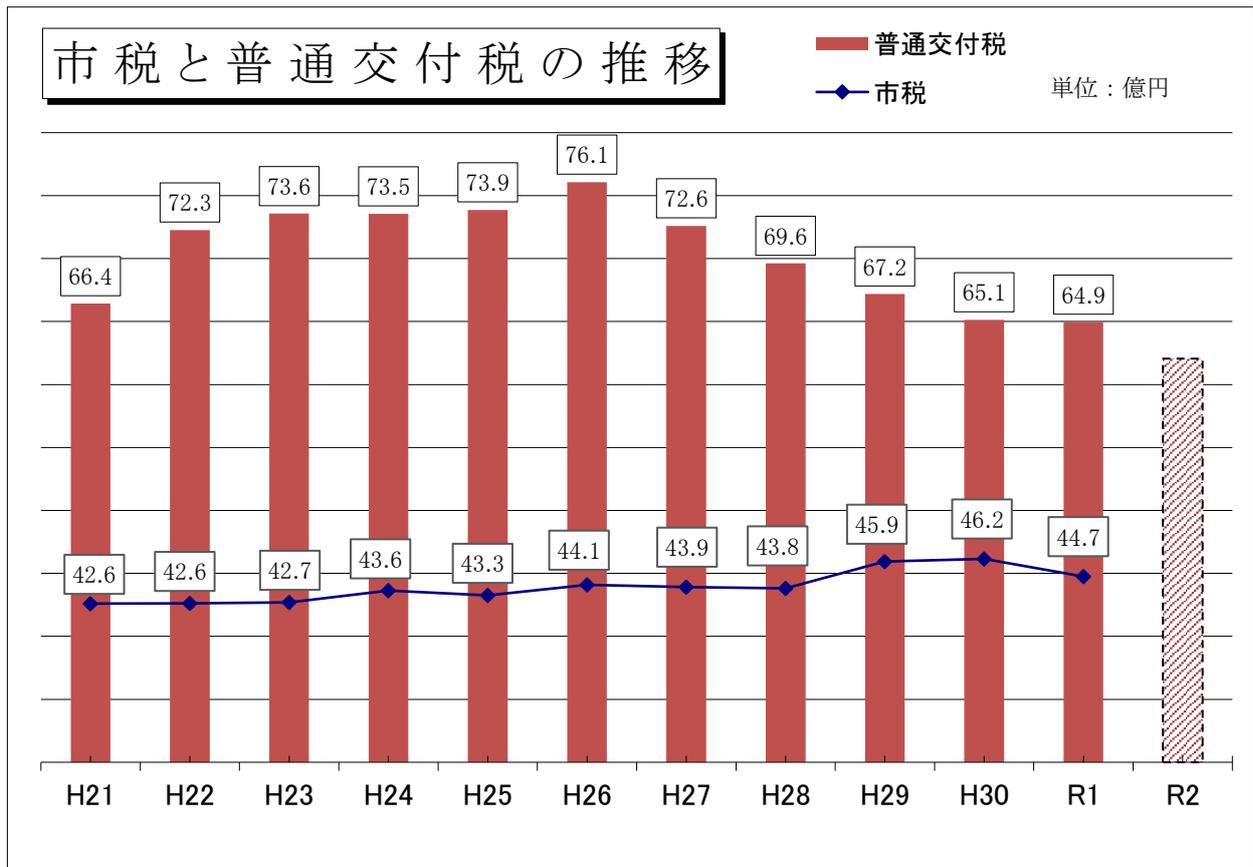
2 阿賀野市の財政状況

(1) 主要財源

本市の財政状況は、主要財源である市税収入について、平成30年度決算における収入額は約46億1,500万円（前年度比約2,000万円、0.5%増）と過去最高の金額となりました。

国では景気の回復基調を前提として、ここ数年は地方税の増収を見込んでいました。しかし、令和元年度は消費税増税による消費の冷え込みや法人地方税の税率改正等により減収となる見通しであり、また、それに対する国からの交付金の増加については不透明な状況です。そのような中、市税については課税客体を確実に捕捉し、公平な賦課に努めるとともに、市民の皆さまから税の重要性を御理解いただき、確実に納付していただくよう引き続き取り組んでいく必要があります。

また、地方交付税については、平成30年度決算で歳入全体の33.4%を占め、本市においては特に依存度が高い財源であります。合併特例措置の段階的縮減により、普通交付税は前年度比約2億円の減収となりました。令和2年度も現時点での見通しとしては、今年度と比較して約2億円程度の減収となる見込みであります。



(2) 直面する課題

令和2年度においては、上記のとおり歳入が減少する見込みである中、会計年度任用職員制度の施行による人件費の増加を懸念しているところです。

中期的には、歳入面では、生産年齢人口の減少が個人市民税の減少につながるほか、人口を基礎に計算されることが多い地方交付税にも影響があります。

歳出面では、社会保障費の増加に加え、あがの市民病院整備にかかる市債の元金償還が始まり、25年間に渡り毎年度約2億円以上の元利償還が続きます。さらに、令和6年度建設予定の五泉地域衛生施設組合の新ごみ処理施設にかかる組合に対する負担金が一時的に増加します。

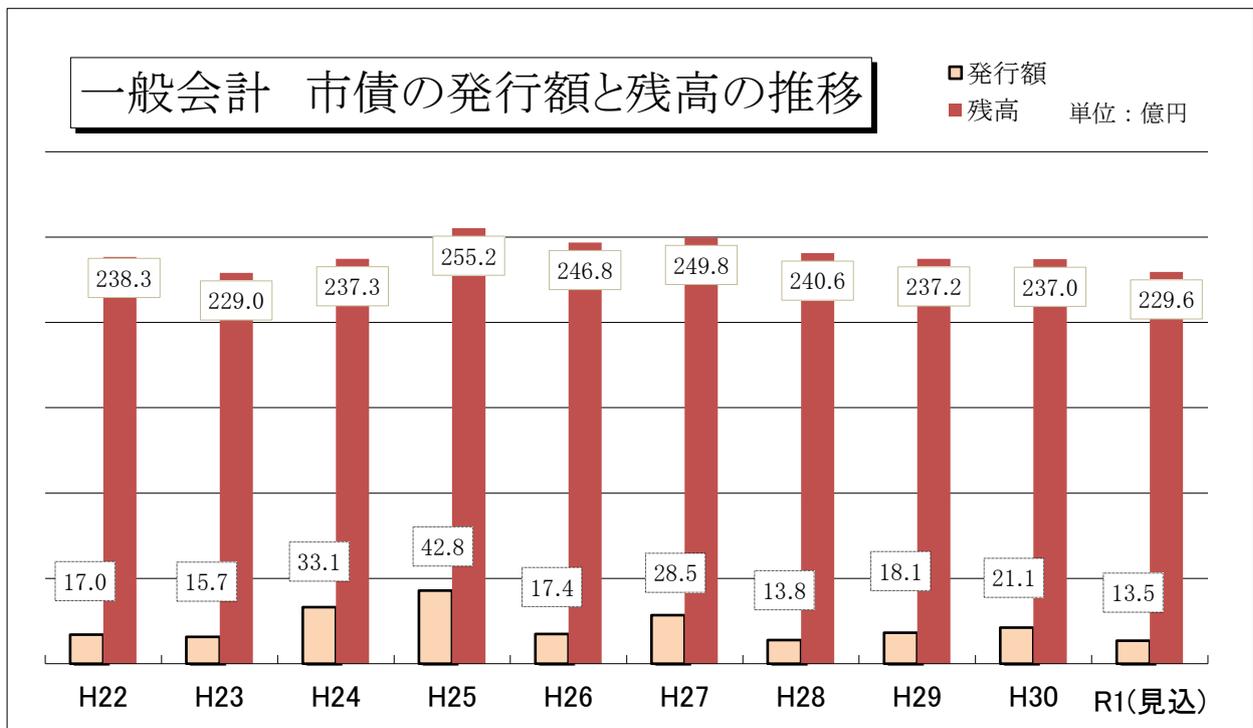
平成31年3月に策定した財政計画では、財源不足を補うため、令和2年度から4年度にかけて基金を6億円以上取り崩すこととしておりますが、その後においては、一定規模の基金残高を確保するため、取り崩した基金への積立ての財源を確保する必要があります。

また、公共施設の4割以上が大規模改修工事の目安となる建築後30年を経過



しているため、今後の公共施設（建物）とインフラ関連の更新について、施設保有量を適正化していくことによって、将来的な更新費用を抑える必要があります。

なお、市債の新規借入額については、平成30年度決算で対前年度比2億2,826万3千円の増額となりましたが、安田地区複合施設（風とぴあ）建設や小中学校のエアコン設置のため増加したものです。合併特例事業債が令和6年度まで発行可能になりましたが、中期的には投資的経費や新規発行額を抑制するなど、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえて後年度の財政負担に十分配慮する必要があります。



3 予算編成の基本方針

(1) 総合計画（行政経営システム）と連動した財政運営

総合計画は、市の経営計画として「政策推進」、「行政改革（行政経営）」、「健全財政」の3側面を包含した計画となっています。この考え方にに基づき、行政経営システムに予算編成を連動させ、成果指標重視の視点に立った行政経営（PDCA）サイクルを更に推進していきます。

今年度は、7月の施策成果報告会において、施策評価（CHECK）を実施し、



その課題と取り組むべき内容を9月の担当課協議会で担当部署と共有するとともに、データ分析や事業の見直し（ACT）を経て、実施計画事業として新規・改善する事業を計画（PLAN）に取り入れるため、本編成方針に先行して新年度予算の概算要求を実施しているところです。

今後は、概算要求に基づき実施計画事業のヒアリングを行い、令和2年度の重点事業を確定し、事業の執行（DO）につなげることとなります。

（2）重点化する事業

令和2年度予算編成では、総合計画に基づき重点的に取り組む実施計画事業の財源確保に最大限努めますが、実施計画事業のヒアリングを実施することで、事業の成果・効果を精査し、次の事業に限られた財源を重点的かつ効果的に配分する「選択と集中」を目指します。

- ア 実施計画搭載事業の中で、総合計画の重点分野に設定した「33の基本事業」に結び付く事業
- イ 重点取組事業として認められるもの（市長特命及び施策成果報告会後に当課企画係との協議により実施を検討している事業など）

（3）公共施設等総合管理計画との整合

市が所有する公共施設等の全体状況を把握し、市を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本方針を定める「公共施設等総合管理計画」を平成29年2月に策定しました。「施設保有量の適正化」「維持管理の適正化」「施設運営の適正化」の3つの基本方針に基づき、個別施設計画を策定したところであり、個別施設計画と総合管理計画の整合が取れるよう、将来の施設の方向性を見据えた予算編成を行います。

（4）特別会計・企業会計

特別会計・企業会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、財源を安易に一般会計に依存することなく、自主財源（適正な負担基準の見直しを含む）や国・県補助金等の確保に努力し、より効率的な運用に努めてください。



4 予算編成手法について

要求予算区分

要求する予算は事業ごとに「実施計画事業」と「経常的事业」に区分します。

実施計画事業とは、総合計画で定める基本事業の推進に特に貢献する事務事業で実施計画ヒアリングの対象事業のことで（令和2年度は100事業）。

経常的事业とは、上記事業以外の全ての事業で、事務費や義務的経費を含みます。

スケジュール

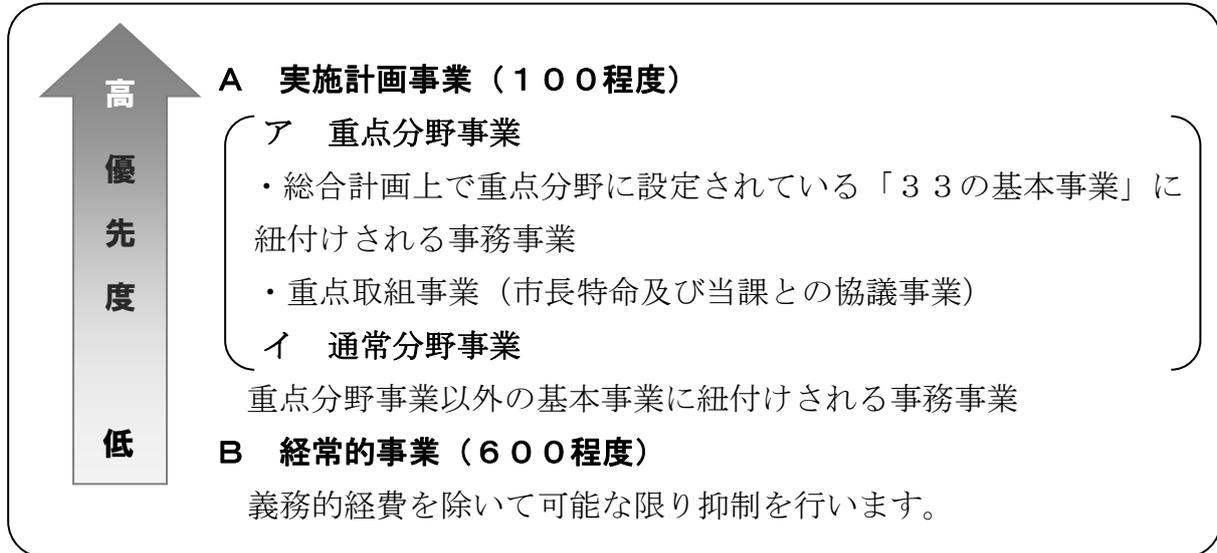
今後の予算編成及び事業構築は下記のとおりです。

月	日	実施計画事業（新規事業含む）		経常的事业	
		原課	企画財政課	原課	企画財政課
10	上旬	実施計画概算要求 (25日まで)	担当課との協議、事業案構築		
	中旬	予算編成説明会(予算編成方針通知)			
11	上旬	実施計画事業ヒアリング		予算要求	実施計画事業 規模の把握
	中旬	ヒアリングによる 事業費修正	市長への中間報告		
	下旬	中間報告後の修正要求			
12	上～ 中旬	予算編成 企画財政課ヒアリング (確認作業)		予算編成 企画財政課ヒアリング	
12	下旬～	市長査定			
1	下旬	当初予算(案)作成			



総合計画体系との連携

新年度予算は、引き続き総合計画における成果指標の達成を最優先課題とした編成を行うため、下記に留意のうえ予算要求するようお願いします。



このため、新規で予算要求できる事業は、国県の制度改正等に基づき計上する人件費、扶助費等の義務的経費を除いては、原則として実施計画事業に限ることとします。